

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月9日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第14-15号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（規則第14-1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業の承認の請求手続)</p> <p>第2条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により行い、<u>育児休業条例第3条第6号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月(当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合は、2週間)前までに行うものとする。</u></p> <p>2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、<u>証明書類の提出を求めることができる。ただし、任期を定めて採用された職員が育児休業条例第3条第6号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。</u></p> <p>(育児休業の期間の延長の請求手続)</p> <p>第3条 <u>育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、育児休業条例第3条第6号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月(当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業(当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。)の期間を延長しようとする場合は、2週間)前までに行う</u></p>	<p>(育児休業等計画の申出)</p> <p>第1条の2 <u>育児休業条例第3条第5号又は第11条第6号に規定する再度の育児休業又は育児短時間勤務により子を養育するための計画の申出は、育児休業等計画書により、育児休業等の承認の請求と同時にを行うものとする。</u></p> <p>2 <u>育児休業等計画書を提出した職員は、その提出後に所属名、職名又は氏名を除く記載事項に変更が生じた場合には、遅滞なく当該変更が生じた事項を届け出るものとする。</u></p> <p>(育児休業の承認の請求手続)</p> <p>第2条 育児休業の承認の請求は、<u>育児休業承認請求書により、育児休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。</u></p> <p>2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。</p> <p>(育児休業の期間の延長の請求手続)</p> <p>第3条 <u>前条の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。</u></p>

<p><u>ものとする。</u></p> <p><u>2 前条第2項の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。</u></p> <p>(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)</p> <p>第5条 <u>育児休業条例第11条第6号に規定する再度の育児短時間勤務により子を養育するための計画の申出は、育児短時間勤務計画書により、育児短時間勤務の承認の請求と同時に行うものとする。</u></p> <p><u>2 育児短時間勤務計画書を提出した職員は、その提出後に所属名、職名又は氏名を除く記載事項に変更が生じた場合には、遅滞なく当該変更が生じた事項を届け出るものとする。</u></p> <p><u>3 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務承認請求書により行うものとする。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p>	<p>(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)</p> <p>第5条 <u>育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務承認請求書により行うものとする。</u></p> <p><u>2 (略)</u></p>
---	--

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。